

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び石川県漁業調整規則第11条第1項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。
令和8年5月19日

(1) 固定式刺し網漁業（雑魚類）

漁業の種類	制限措置							新規の許可・継続の許可	許可の有効期間	県漁協支所及び出張所（旧漁協又は地区）、都道府県
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域（緯度経度は世界測地系）	漁業時期	漁業を営む者の資格			
固定式刺し網漁業	固定式刺し網漁業（雑魚類）	1	10ト未満	定めなし	かほく市木津と同市高松との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度45.140分東経136度42.130分）315.0度の線と羽咋郡志賀町赤住と同郡志賀町福浦港との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度03.867分東経136度43.300分）270.0度の線との両線間における石川県沖合海域（共同漁業権漁場区域は除く）。ただし、水深75メートル（総トン数1ト未満漁船にあっては水深50メートル）以浅の海域に限る。	2月11日から12月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)かほく市高松から羽咋郡志賀町赤住までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	新規	5年未満	志賀

※1「漁船使用者」・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者
「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

(2) 能登町沖合における固定式刺し網漁業（雑魚類）

漁業の種類	制限措置							新規の許可・継続の許可	許可の有効期間	県漁協支所及び出張所（旧漁協又は地区）、都道府県
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域（緯度経度は世界測地系）	漁業時期	漁業を営む者の資格			
固定式刺し網漁業	固定式刺し網漁業（雑魚類）	1	10ト未満	定めなし	鳳珠郡能登町字新保と同町字越坂との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度18.428分、東経137度14.785分）90.0度の線と鳳珠郡能登町と同郡穴水町との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度14.887分、東経137度04.998分）135.0度の線との両線間における石川県沖合海域。ただし、水深110メートル以深から250メートル以浅までの区域に限る。	7月1日から10月31日まで及び12月11日から翌年5月31日まで※2	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし漁船使用予定者を含む。※1 (2)鳳珠郡能登町姫から同町鶴川までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	新規	5年未満	能都

※1「漁船使用者」・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者
「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

※2 漁業時期のうち一部で操業時間の条件が異なる。

許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和8年5月19日から令和8年6月18日まで

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び石川県漁業調整規則第11条第1項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。
令和8年5月19日

(3) かが漁業（こういか）

漁業の種類	制限措置							新規の許可・継続の許可	許可の有効期間	県漁協支所及び出張所（旧漁協又は地区）、都道府県
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域（緯度経度は世界測地系）	漁業時期	漁業を営む者の資格			
かが漁業	かが漁業（こういか）	1	5トン未満	定めなし	羽咋郡志賀町赤住と同町福浦港との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度03.867分、東経136度43.300分）280.0度の線と、かほく市木津と同市高松との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度45.140分、東経136度42.130分）285.0度の線との両線間における共同漁業権漁場を除いた、水深37.5m以浅の海域。	4月1日から5月15日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)かほく市高松から志賀町赤住に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	新規	5年未満	志賀

※1「漁船使用者」・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者
「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

(4) かが漁業（ばい（地方名称：あずきがい））

漁業の種類	制限措置							新規の許可・継続の許可	許可の有効期間	県漁協支所及び出張所（旧漁協又は地区）、都道府県
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域（緯度経度は世界測地系）	漁業時期	漁業を営む者の資格			
かが漁業	かが漁業（ばい類）	1	5トン未満	定めなし	羽咋郡志賀町赤住と同町福浦港との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度03.867分、東経136度43.300分）280.0度の線と、かほく市木津と同市高松との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度45.140分、東経136度42.130分）285.0度の線との両線間における共同漁業権漁場を除いた、水深30m以浅の海域。	5月1日から6月30日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)かほく市から志賀町赤住に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	新規	5年未満	志賀

※1「漁船使用者」・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者
「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和8年5月19日から令和8年6月18日まで